

2020年10月1日

新型コロナウイルス感染症に係る「事業性融資及び個人住宅ローン条件変更手数料」 免除期間延長対応について

株式会社南日本銀行（頭取 斎藤眞一）は、新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少などの影響を受けられた皆さま、今後影響を受ける可能性がある皆さまをご支援するため、下記の通り、条件変更手続きにかかる手数料の免除期間を延長する取扱いをいたしますのでお知らせいたします。

記

1. 概要

対象のお客さま	新型コロナウイルス感染症により、直接的・間接的に影響を受けられた法人、個人事業主及び個人のお客さま
免除する条件変更手数料	事業性のお借入及び住宅ローンについて、以下の①または②の条件変更にかかる手数料 ①原契約書に定めた最終期限について、その最終期限を延長する場合 ②原契約書に定めた約定返済額について、その約定返済額を軽減する場合
取扱店	全営業店

2. お取扱期限

2021年3月31日（水）迄

※状況を勘案し、延長等を検討します。

【本件に関するお問合せ先】
営業統括部 担当：基太村・山下
TEL099-226-1126

【with you プラザのお問合せ先】
TEL0120-131-373

以上